No. 2-11

家畜衛生情報

令和2年8月4日

BSE検査の徹底について

~死亡牛の月齢の確認は確実におこなってください~

- 最近、BSE検査対象死亡牛が家畜保健衛生所に届出されず BSE検査がおこなわれないまま化製場に搬入された事例が ありました。
- BSE検査対象牛が死亡した場合、牛海綿状脳症特別措置法に基づき、県への届出とBSE検査が義務付けられています。
- 平成31年4月1日よりBSE検査の対象月齢が変わっています。死亡牛の月齢の確認を徹底していただきますよう、お願いします。

【対象】

- 1. 96か月齢以上(満8才以上)の死亡牛
- 2.48か月齢以上で、下記に該当する死亡牛 (生前に歩行困難、起立不能または神経症状を主徴とする疾病 と診断し、死亡またはとう汰された牛)
- 3. 月齢にかかわらずBSEを疑う(特定症状を示す)牛
- (*)検案書を受け取られる際、診療獣医師に該当するか 必ず確認してください

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)近江八幡市西本郷町226-1

◆ (北西部支所)高島市今津町弘川249-1

Tel: 0748-37-7511, Fax: 0748-37-4821

Tel: 0740-22-2145, Fax: 0740-22-6681

緊急携帯:090-3613-7486

◆ 緊急携帯:080-6176-8052